

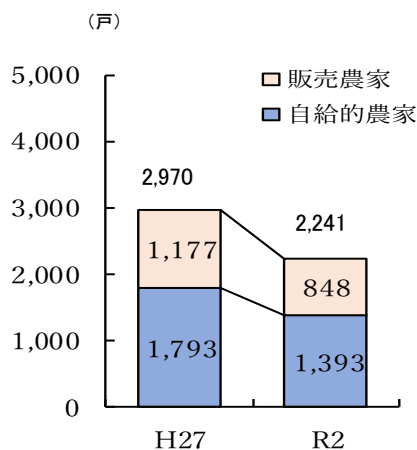
令和6年度 呉市の農業振興

1 呉市農業の現状

農業者の減少

令和2年の農家数は2,241戸ですが、そのうち、約6割の1,393戸が自給的農家で、販売農家は848戸となっています。

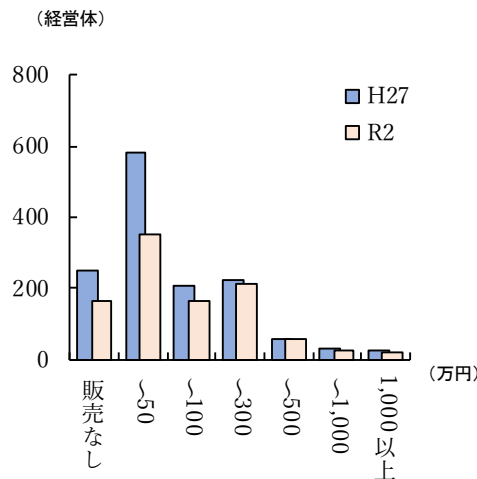
平成27年と比較すると、総数で729戸減少し、うち販売農家は329戸の減少となっています。



農家数の推移

令和2年の農業経営体は989経営体で、そのうち、販売額が50万円に満たない経営体が、約5割を占めています。

また、500万円以上販売した経営体数は、平成27年と比較すると、12経営体減少し、わずか41経営体しかありません。

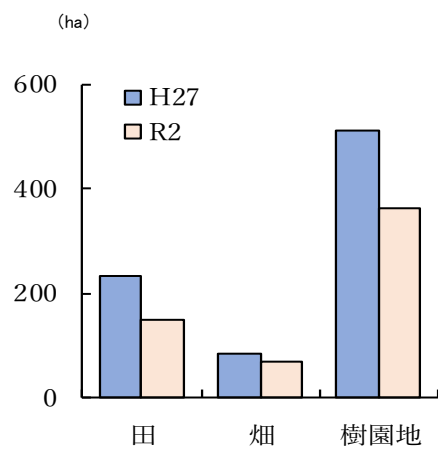


販売額別の農業経営体数

経営耕地面積も減少

令和2年の経営耕地面積は580haで、平成27年と比較すると247ha減少しています。

また、耕地別でも全ての耕地が減少しており、中でも樹園地が最も大きく減少しています。



経営耕地面積の推移

2 呉市農業の振興策

取組 その1

担い手育成対策

新規就農者や農業参入企業など多様な担い手を確保・育成するため、技術習得から経営ノウハウの習得まで支援する体制の構築に取り組みます。

取組 その2

産地育成対策

フルーツ産地の育成、農産物のブランド化や販路拡大、農業者の所得向上や地域の活性化に取り組みます。

取組 その3

農地保全対策

遊休農地の再生や農村環境を守り育む事業、中山間地域等の条件不利地域の保全に取り組みます。

取組 その4

有害鳥獣対策

イノシシなどの有害鳥獣対策については、「防御」、「捕獲」、「広報・啓発」、「調査・研究」の4本柱で事業を展開

していますが、有害鳥獣による農産物等の被害防止を図るため、より効率的・効果的な対策を推進します。

また、ジビエに関する様々な事業を展開し、ジビエ利活用にも取り組みます。



3 農業関係の支援制度

新規就農者の 経営安定を支援します

新規就農者総合支援事業

市内に就農する新規就農者に対し、経営の早期安定化が図られるよう技術習得や設備取得経費等を助成し、次代の担い手の確保・育成を図ります。

■ 新規就農定着支援奨励金

《対象》

就農初期に必要な設備・機械の導入、農地の取得等に要する経費

《対象者の主な要件》

・農業専業経営を市内で新規に開始して5年が経過していない60歳以下の者

・県立大学校等を卒業した者又はそれと同等の農業実務経験が1年以上あり、農業専業経営を行う技術力を持つと認められる者

・5年以内に農業所得が250万円以上となる見込みがあること。

※この他にも要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

《助成金額》

100万円/件以内（新規就農者：経費の全額、後継者：経費の1/2）

■ 実践農業技術研修支援奨励金

《対象》

新規就農者（研修終了時45歳以下）の就農前研修（6ヶ月以上2年以内）に係る経費

《対象者》

新規就農する者が就農する前に研修を受ける受入先（呉市内認定農業者）

《助成金額》

96万円/人以内

■ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金・経営発展支援事業）

《内容》

就農後の経営発展のための機械等導入の支援や経営開始資金を助成します。

・経営開始資金

150万円/年（最長3年間）

・経営発展支援事業

融資を受けて導入した機械等の費用

を最大750万円助成（県の支援が必須。個人負担は事業費の1/4）

《対象者の主な要件》

・独立、自営就農時の年齢が49歳以下であること

・自ら作成した青年等就農計画が認定され、主体的に農業経営を行うことができる認定新規就農者であること

・農業大学校や県指定の認定研修施設で農業技術等を習得し、青年等就農計画の達成が確実に見込めること

・農地の所有権又は利用権を有していること

・地域計画または人・農地プランの中心経営体に位置づけられている、もしくは、確実に位置づけられること

※この他にも要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

環境に優しい農業生産 活動を支援します

環境配慮型農業推進事業

温室効果ガスの削減を図るため、農業生産に利用する牛糞等の堆肥の投入に対し、その経費の一部を助成します。

《対象者》

農業者及び農業生産を行う団体（生産物の販売を行っている者）

《対象農地》

市内の農地

《助成要件》

・堆肥投入面積 10a以上

・投入量 1t/10a以上

・補助率 1/2以内

・補助額上限 2,500円/t

（運搬費、散布代は対象外）

☆新規就農者支援や上記事業
に関するお問い合わせ☆
農林水産課 農業振興センター
☎ 77-0374



農業に参入する企業等を 支援します

農業参入企業等支援事業

市内で新たに農業に参入する市内外の企業や農業法人が、農業参入する際に行う施設や機械の整備等に要する経費を助成します。

《対象者》

市内で新たに農業に参入する又は参入することが確実と見込まれる農業以外の業を営む企業等や農業法人

《対象経費》

農産物等の生産・出荷及び加工に必要な施設の整備や機械の購入、農産物等の販路開拓や農地等の基盤整備等に要する経費

《助成金額》

・対象経費の1/2以内

・補助額上限 1,000万円

補助額下限 100万円

※助成を受けるには審査会で採択を受ける必要があります。



スマート農業等の 取組を支援します

スマート農業等推進事業

担い手等がAIやIoTなどの先端技術を活用した機器等を導入する際の経費を予算の範囲内で支援します。

■ スマート農業施設等整備事業

《対象者》

認定農業者、認定新規就農者等の地域農業の担い手等

《対象経費》

ビニールハウス等に設置する統合型環境制御システムの購入・設置費

《助成金額》

・対象経費の1/2以内

・補助額上限 100万円

《事業実績》

R5年度：2件

生産性向上, 流通改善を支援します

農山村生産流通等改善事業

農業生産の向上のための設備投資や流通の効率化等を図る取組に要する経費の一部を, 市内の農業者等に対して助成します。

■ 農業生産施設等整備

《対象》

農作業の省力化・効率化を図り, 生産拡大及び農業所得の向上を目的とする施設の整備や機械の購入

例) かん水施設, ハウス等

《助成金額》

- ・ 施設整備等の経費の 1/3 以内
- ・ 1 事業主体当たり 30 万円以内

《事業実績》

R5 年度: 3 件

■ 農業流通施設等整備

《対象》

生産物の付加価値化や出荷作業の効率化を図り, 生産拡大及び農業所得の向上を目的とする施設等の整備

例) 保冷库, 選果機等

《助成金額》

- ・ 施設整備等の経費の 1/3 以内
- ・ 1 事業主体当たり 30 万円以内

《事業実績》

R5 年度: 1 件

■ 農産加工施設等整備等

《対象》

- ① 新たな農産加工品の開発を目的とした加工施設及び設備等の整備
- ② 新たな農産加工品の開発を目的とした販路拡大のための活動

《助成金額》

- ・ 加工に必要な施設等の整備費, 加工品の販路拡大に要する経費の 1/3 以内
- ・ 1 事業主体当たり 30 万円以内



フルーツ産地の育成を支援します

フルーツアイランド事業

産地が一体となってフルーツ産地の育成を図る取組に対し, その経費の一部を助成します。

《対象者》

市内の農業協同組合及び農業者団体

《対象》

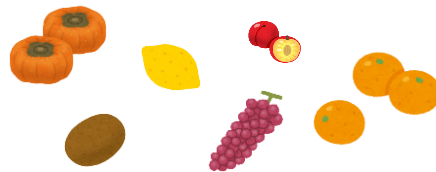
- ① 産地で推進する品目の大苗購入費
- ② 新植・改植を促進させるための肥料, 土壌改良材購入費
- ③ 専門家による技術支援費(講師謝金等)

《助成金額》

- ① 1/5 以内 上限: なし
- ② 1/2 以内 上限: 2,500 円/個
- ③ 講師 1 人当たり 上限: 2,000 円/時間

《事業実績》

R5 年度: 3 団体



条件不利地域の農地保全を支援します

中山間地域等直接支払事業

農業生産条件の不利な中山間地域等において, 集落等を単位に農用地を維持・管理していくための農業生産活動等を継続する集落に対して助成します。

《対象》

農業振興地域の農用地で傾斜基準等を満たす農用地が 1 ha 以上まとまって存在する地域で, 集落協定に基づき 5 年以上継続して農業生産活動を行う集落

《助成単価》 (10a 当たり)

	区分	通常単価	8 割単価
田	急傾斜	21,000 円	16,800 円
	緩傾斜	8,000 円	6,400 円
畑	急傾斜	11,500 円	9,200 円
	緩傾斜	3,500 円	2,800 円

※取組内容により単価が異なります。

《事業実績》

R5 年度: 参加協定数 12

遊休農地の再生を支援します

遊休農地再生支援事業

5 年以上の耕作を行う目的で, 市内の遊休農地を 5a 以上再生する農業者等の取組に対して助成します。

《対象者》

農業者, 農業法人, 農業参入企業及び農業者等の組織する団体 (5a 以上の農地を所有(借地含む)していること)

《対象経費》

- ① 草刈, 抜根, 整地に要する経費(労務費(本人以外のもの), 消耗品費(小農具等), 機械器具等借上代, 燃料費等)
- ② 土壌改良に要する経費(堆肥, 土壌改良材等)で, ①の再生作業が行われた農地が対象

《助成金額》

- ・ 1/2 以内 上限: 14,000 円/a
- ・ 1 事業主体当たり 30 万円以内

《事業実績》

R5 年度: 2 件

農業用施設や農村環境の保全活動を支援します

多世代交流型農村環境保全事業

農業従事者だけでなく, 住民全体で農村環境を地域の資源として行う保全等の活動を支援します。

《対象》

農道・水路等の点検, 草刈り, 泥あげ, 農道等法面の景観作物の植栽等による適切な維持保全, 農業資源の長寿命化などの活動

(市街化区域外・用途地域外であること)

《対象者》

市内の農業従事者と非農業従事者で構成する団体

《助成金額》

- 田 上限: 4,400 円 / 10a
- 畑 上限: 2,800 円 / 10a

《事業実績》

R5 年度: 14 団体

☆ 農業振興施策に

関するお問い合わせ ☆

農林水産課 農業振興グループ

☎ 25-3318

農業用施設の維持補修の 原材料を支給します

多世代交流型農業用施設 原材料支給事業

農家や農業団体などが、営農に資する農業用施設(農道・農業用水路等)の維持補修に必要な原材料を支給します。

《対象》

2戸以上の農家が受益者となる農業用施設(市街化区域外・用途地域外であること)

《支給する原材料》

生コン、角フリューム、砂利など

《支給基準》

原材料費が20万円以下のものであり、小規模の事業に限る。

《事業実績》

R5年度：8件

☆原材料支給事業に
関するお問い合わせ☆
農林土木課 管理グループ
☎ 25-3555

イノシシ等に係る防護柵等の 整備や捕獲を支援します

有害鳥獣対策事業

有害鳥獣による農作物等の被害を未然に防ぐ事業や捕獲に対する支援を行います。

■ 防護柵等資材購入助成事業

防護柵等の設置や畦畔の復旧等に必要な土のう袋の購入費用の一部や、下記の基準を満たす既設防護柵等の補修に係る資材購入費用の一部を助成します。

《対象》

- (①, ③, ④は延長50m以上, ⑤は1a以上, ⑥は10袋以上50袋まで, ⑦は針金30m程度, U字結束線は80本)
- ①金網柵(目合い100mm程度の溶接した金網)
 - ②電気柵(電気柵器, アルミ電線, ポール, 専用電池等のセット)
 - ③トタン柵(厚さ0.19mm以上の亜鉛波板鉄板)
 - ④ネット柵(目合い10mm以下, 幅1m以上のナイロン製ネット等)

- ⑤防鳥網(目合い150mm以下のナイロン製ネット等)
- ⑥植生土のう袋(ポリエチレン等の材質の植物種子を植え込んだもの)
- ⑦結束線(設置に要するステンレス製の針金, U字結束線)

《対象者》

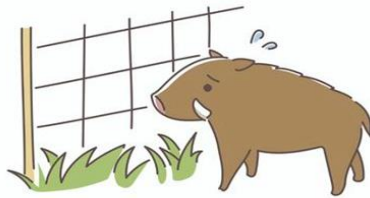
市内の農地を有害鳥獣被害から守るため, 防護柵等を設置した者

《助成金額》

・事業対象資材の購入経費の1/3以内
・同一年度で6万円以内(H30.7月豪雨災害により被災した防護柵等を, 災害復旧事業等により復旧する農地に補修し, 再設置する場合は, 農地の復旧が完了した翌年度までに申請されたものに限り上限はありません。)

《事業実績》

R5年度：73件



■ 大規模防護柵貸与事業

農業者等が共同で大規模に防護柵を設置する場合に, 必要な資材を無料でお貸しします。

《対象者》

代表の定めがあり, 販売農家3戸以上を含む農業者等により組織された団体

《貸与の主な条件》

- ①柵で囲う範囲内に耕作されている農地が30a以上であること。
- ②柵の延長が200m以上であること。
- ③柵で囲う範囲内に有害鳥獣による被害があること。
- ④設置後の維持管理協定を市と締結できること(金網柵は14年間, 電気柵は8年間)。

※他の条件もあります。

《貸与資材》

次のいずれか1つを選択

- ①金網柵
・ワイヤーメッシュ(溶接金網)
2m×1.2m
・支柱(異形棒鋼)長さ1.5m
- ②電気柵
・電気柵(電気柵器, アルミ電線, ポール, 専用電池等のセット)

■ 捕獲報償金

農産物等に被害を与える有害鳥獣の捕獲に対して助成します。

《対象者》

市内で適法に有害鳥獣を捕獲した者

《助成金額》

・捕獲報償金

イノシシ・シカ1頭につき4,000円

サル1頭につき10,000円

・埋設報償金

イノシシ・シカ・

サル1頭につき

5,000円(狩猟による

捕獲の場合を除く。)

《事業実績》

R5年度：イノシシ 2,854頭

シカ 220頭



■ 狩猟免許取得助成

新たに狩猟免許を取得する場合に, 講習会受講料及び試験受験料を助成します。

《対象者》

市内在住で, 新規に狩猟免許を取得した者

《条件》

有害鳥獣捕獲を実施すること。

《事業実績》

R5年度：40件

■ 箱わな購入支援事業

農地等へ設置する箱わなの購入費用の一部を助成します。

《対象者》

有害獣による農作物被害等を防止する目的で箱わなを購入する者

《助成金額》

事業対象経費の1/2以内(上限5万円/1基)

※同一年度で1世帯1基のみ申請可

《事業実績》

R5年度：2件



☆有害鳥獣対策に
関するお問い合わせ☆
農林水産課 農林保全グループ
☎ 25-3339